

副本

令和3年(ワ)第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原告 江藏 智

被告 東京都

5

準備書面(2)

令和6年11月15日

10

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

被告指定代理人

加登屋



同

棚橋 淳



15

被告は従前の令和5年10月26日付け準備書面(1)において、①原告の本訴請求は訴外墨田区からの情報取得が前提となっているが、被告は訴外墨田区から当該情報
20 報を取得することはできないこと、②仮に原告が主張する事実調査を実施した場合には、本件訴訟の判決に基づく債務名義の当事者ではない第三者(取り違えの相手方も含む)に対する新たな権利利益の侵害を生じさせるおそれがあること等を主張した。

本準備書面では、令和5年10月26日付け被告準備書面(1)以降の原告の主張に
25 対して、必要と認める範囲で反論する。

第1 訴外墨田区からの情報取得について

1 従前の被告の主張

令和4年2月21日付け答弁書(第4・1・(1)・イ〔14～18頁〕、及び
令和5年10月26日付け準備書面(1)(第1〔2～12頁〕)で詳述したとおり、
5 訴外墨田区では、原告からの開示請求を受けて、戸籍受附票(甲5号証)が戸
籍法に基づく公用請求の対象とはならないことを法務局に確認した上で、墨田
区情報公開及び個人情報保護審査会の本件答申を踏まえて、同区の条例に基づ
く開示もできないとの判断をしており、被告東京都ではこれに反する取扱いを
訴外墨田区に対して強制することはできない。

10 そして、原告からの申入れに対する訴外墨田区の令和3年1月20日付けの
回答(甲21号証)においても、区審査会の本件答申の判断を踏まえて、当該
非開示情報の開示に応じることはできない旨とともに、仮に東京都からの情報
公開請求があったとしても、原告に対して開示したのと同じの内容の部分公開
となり開示することはできない旨が回答されており、上記取扱いは変更されて
15 いない。

2 原告の主張について

(1) これに対して原告は、平成30年(2018年)10月に墨田区の元戸籍
担当者に面会した際の動画(甲64号証)及びその録音反訳(甲65号証)
に基づき、墨田区の元戸籍担当者が同区に勤務していた際に得た回答内容等
20 について質問をしたところ、被告東京都が自らの業務遂行に必要であるとし
て開示請求をする場合は訴外墨田区において応じることになるとの回答であ
ることを確認したと主張している(令和6年(2024年)3月8日付け原
告第10準備書面第1・2〔2～3頁〕)。

25 しかしながら、上記回答をしたとする元戸籍担当者は既に訴外墨田区を退
職しており、同区としての公式な見解を述べる立場にはもとよりないが、甲
64号証及び甲65号証の回答がなされたとする平成30年10月より後の

訴外墨田区の令和3年1月20日付けの回答（甲21号証）において、被告東京都からの請求であっても開示に応じることができない旨が回答されていることは前記1で指摘したとおりである。

5 (2) この点、原告は、訴外墨田区からの回答は被告東京都からの開示請求が被告東京都の公的業務を遂行するためになされたものであることを理解せずに行われたものであると考えられる旨を主張する（令和6年（2024年）3月8日付け原告第10準備書面第1・2〔2～3頁〕）。

しかしながら、訴外墨田区の令和3年1月20日付けの回答（甲21号証）の前提となっている原告からの「出自を知る権利の実現を求める申入書」（甲10 18号証）には、国及び地方公共団体は自由権規約2条3項に基づき事実調査手続を含む効果的救済を付与する義務を負っている旨等が明記されており（申入書の5枚目）、本訴提起後である令和4年（2022年）3月2日付けで原告が訴外墨田区戸籍係に対して改めて申入れを行った「戸籍受附帳の取扱いに関する質問申入書」（乙5号証）でも、東京都からの求めが「赤ちゃん15 取り違え被害を受けた江藏氏の血縁を有する両親に関する情報を調査するために」行われるものであることが明記されており、このことを前提として訴外墨田区は、東京都に対して外部提供することはできない旨を令和4年6月9日付けで回答しているのであるから（甲63号証）、原告の上記主張には理由がない。

20

第2 原告の生物学上の両親及び取り違えられた子を特定するために被告が実施すべき事実調査について

1 原告の主張について

原告は、取り違えの当事者であったとされるT氏の事例（甲73号証の電話25 面談録音反訳、甲74号証の週刊誌記事（T氏は「Aさん」とされている。）、甲76号証の判決）等を参照した上で、第三者の人権侵害の可能性を排除でき

る調査方法についての新たな請求の趣旨の案を提案するとしている（令和6年（2024年）8月22日付け原告第13準備書面の第1〔2頁〕及び別紙〔30～31頁〕）。

2 第三者の人権侵害の可能性は排除できないこと

- 5 (1) まず、令和5年（2023年）7月24日付け原告第7準備書面で原告が主張している事実調査を仮に実施した場合に、第三者に対する新たな権利利益の侵害を生じさせるおそれがあることについては、被告の令和5年10月26日付け準備書面(1)第2〔12～15頁〕で既に指摘したところであるが、原告が変更を検討しているとする請求の趣旨に基づく事実調査の方法が従前
10 といかなる点で異なるのかは必ずしも明らかではない。
- (2) もっとも、変更後の請求の趣旨における別紙第3項においても、「性別が男性である者全員」及び「その戸籍上の両親」に対して新生児の取り違え事件に関する事実関係を説明することが、その後の調査の前提となっているところ、本件の事情を説明すること自体が、取り違えの当事者であるかもしれないという事実を告知されることを望まぬ者に対する権利利益の侵害となること
15 ことから、被告ではこれを実施することはできず、民事執行法に基づく強制執行にも馴染まないというべきであることは既に指摘したとおりである。
- (3) 本件の事情は、血縁可能性両親だけでなく、その子どもにとっても重要な事情であるから、両親にだけ説明をすればよいのか、その子どもにも同様に説明する必要があるのか問題となるところ、そのような事実の告知を望むかどうかについて、親と子では異なる意向を持っている場合も当然に想定されるが、例えば、事実の告知を望まない子の意向に反して親に対する事実の告知が行われ、本件訴訟の判決に基づく債務名義の当事者ではない子の利益が侵害されるおそれがあること、その逆に事実の告知を望まない親の意向に反して子に対する事実の告知が行われ、本件訴訟の判決に基づく債務名義の当
20 事者ではない親の利益が侵害されるおそれがあることは否定できない。
- 25

そして、訴外墨田区の情報公開及び個人情報保護審査会の本件答申（乙2号証〔7頁〕）において諮問庁（墨田区長）からも説明、主張されているように、仮に戸籍受附票の中に真の親の判明につながる情報が特定できたとしても、真の親が原告と同じように真実を追求する意思があるとは限らず、むしろ、乳児入違い事件やそれに関連する裁判所の判決の内容がいくつかマスコミ報道によって公にされたものの、その後現在に至るまでの間に、調査の依頼や名乗りを上げる者が依然として現れていない。加えて、本訴提起後にも、全国紙の新聞やテレビ等で本件についての多数の報道（甲23号証～甲38号証、甲67号証、甲75号証）がなされており、その中には産院の具体的な名称及び原告の出生日を特定し、原告の写真も掲載する形で報道されているものもあったが、依然として名乗りを上げる者が現れておらず、このような事情からすると、子に対して事実の告知がなされることを望まない親の意向が存在する可能性も否定することはできない。

(4) また、新生児の取り違い事件について扱っている甲74号証の記事においても、心理学者で早稲田大学名誉教授の加藤諦三氏は、「知らないほうが幸せだったのか否か、それは本当に難しい問題です。」と述べており、また宗教学者の山折哲夫氏は、「ひょっとしたら、何もなければ幸せだったご本人にとって、わざわざ『不幸な状況』を生み出しただけではいのでしょうか」と述べているように、事実の告知がなされた場合の受け止め方や捉え方は様々であると考えられ、T氏の事案以外の個別具体的な事案においてどのような結果が生じるかは、その当事者によって異なるものというほかないが、事実の告知が一度なされてしまった後には当該事実を知らなかった状態には二度と戻ることはできないのであるから、このような不可逆的かつ重大な権利侵害が生じるおそれを見做すことはできない。

(5) さらに、甲74号証の記事で紹介されている事例では、Aさん（T氏）の取り違いの相手方であるBさんとその第3人との間での遺産相続をめぐる諍

いがあり、第3人がAさん（T氏）の取り違えの相手方であるBさんに対して、Bさんが相続した財産を取り戻すために訴えを提起したとされており、その背景には、「もともと、出産の際、用意した産着と異なるものをB氏が着ていたこと、B氏の容姿や性格が他の兄弟と似ていないと親族から言われていたことを生前、母親が漏らしていた。第3人はB氏との間に血縁関係がないのではないかと、長年疑いを持っていたのでしょう」との事情が推察されている。

この記事では、取り違え事件の顛末がAさん（T氏）とその第3人の視点に基づいて構成されているが、他方で、同じ出来事を取り違えの相手方であるBさんの立場から見た場合には、まさに事実の告知によってBさんに対する人格権（及び財産権）の侵害が生じた事案であると評価せざるを得ないのであり、上記訴訟の判決と思われる平成22年9月6日東京高裁判決（乙6号証）によれば、取り違えの相手方である控訴人は、予想外の鑑定結果により激しいショックを受けており、いまだに癒えていないことに加えて、控訴人の娘二人の就職、結婚などに重大な不利益が想定されるなど控訴人の社会生活に与える影響も極めて大きく、さらに遺産分割により取得した相続財産を基礎として生活を営んできたがこれを不当利得として返還しなければならなくなると経済的不利益は極めて大きい等の主張をしており、全く逆の意味合いを持つこととなる。

この点、原告は、たとえ取り違えの相手方の親子関係が安定していたとしても、客観的には血縁上の関係の無い親子関係が存在し続けていたのであるから、調査によって当該事実を当事者が認識するに至ったとしても新たに権利侵害が生じたと捉えるのは当を得ない旨や、偽りの家族関係よりも血縁上の親子関係を優先して保護するというのが法の趣旨に則っている旨を主張するが（令和6年（2024年）3月8日付け原告第10準備書面〔3～5頁〕）、本件訴訟の判決に基づく強制執行によって債務名義の当事者ではない第三者

の人格権等を侵害するような結果を生じさせることが現行法の下で許容されているものとは解されない。なお、甲74号証の記事(4枚目)では、「裁判所はDNA鑑定の結果から、Bさんと第3人の間に血縁関係がないことを認定。だが、生まれたときから一緒に暮らしており、育ての親との間に親子関係が存在しないとは言えないとの判決を下した(11年に最高裁で確定)。」とされているように、最高裁は親子関係につき血縁説を採用しておらず、血縁による真実の親子関係のみならず、長年にわたり形成、維持されてきた親子関係の実体の安定やそれを基にした社会生活上の関係(家庭の平穩)の尊重も考慮するとの立場にあると解されている(最判平成18年7月7日(民集60巻6号2307頁)、最判平成26年7月17日(判タ1406号59頁)等)。

第3 国際人権条約、ヨーロッパ人権裁判所の判例法理に係る原告の主張について

前記第2のとおり、本件では取り違えの相手方とされる第三者(例えば甲74号証の事例におけるAさん(T氏)の取り違えの相手方であるBさん)に対する権利侵害のおそれが問題となるところ、原告の引用するヨーロッパ人権裁判所の判例等は、「子どもが出自を知る権利」と「何らかの事情により身元を明かしたくない父母の利益」とが対立利益となっている事案であり(いわば一対一の関係で相互の人権の調整が問題となっている。)、本件のように取り違えの相手方とされる第三者に相当する立場の者が存在することを前提とした議論にはなっていないから、原告の同主張をもって訴外墨田区が被告東京都に対して戸籍受附帳を開示する法的義務を負っていることの根拠とすることはできないといわざるを得ない。

以上

副本

令和3年(ワ)第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原告 江藏 智

被告 東京都

証拠説明書(3)

令和6年11月15日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

被告指定代理人

加登屋



同

棚橋 淳



略語等は被告準備書面の例による。

号証	標目 (原本・写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙5	戸籍受附帳の取り扱いに関する質問申入書	写し R4.3.2 (2022)	弁護士 海渡雄一 弁護士 小川隆太郎	<ul style="list-style-type: none"> 本訴提起後に原告が訴外墨田区戸籍係に対して改めて行った申入れでは、東京都からの求めが「赤ちゃん取り違え被害を受けた江藏氏の血縁を有する両親に関する情報を調査するために」行われるものであることが明記されていたこと ※ 訴外墨田区の令和4年6月9日付け回答は甲63号証
乙6	平成22年9月6日東京高等裁判所判決（平成21年(ネ)第3720号）	写し H22.9.6 (2010)	東京高等裁判所裁判官	<ul style="list-style-type: none"> 甲74号証の記事で紹介されている訴訟と思われる事案において、取り違えの相手方である控訴人は、予想外の鑑定結果により激しいショックを受けており、いまだに癒えていないことに加えて、控訴人の娘二人の就職、結婚などに重大な不利益が想定されるなど控訴人の社会生活に与える影響も極めて大きく、さらに遺産分割により取得した相続財産を基礎として生活を営んできたがこれを不当利得として返還しなければならなくなると経済的不利益は極めて大きい等の主張をしていること

以上